第七条第一項第一号ロ中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同号ニ中「よる信託」の下に「（受益権が資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権である信託を除く。）」を加え、同号オ中「ナに」を「コに」に改め、同号中オをユとし、ノをキとし、ナからヰまでをコからサまでとし、同号ネ中「ナに」を「コに」に、「ネ及び第三項第四号」を「フ及び第三項第十号」に改め、同号中ネをフとし、同号ツ中「ツに」を「ケに」に改め、「取引（」の下に「電子決済手段の交換等、」を加え、「第三項第三号」を「第三項第九号」に改め、同号中ツをケとし、ソをマとし、同号レ中「第三項第二号」を「第三項第八号」に改め、同号中レをヤとし、同号タ中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に、「レ及び第三項第二号」を「ヤ及び第三項第八号」に改め、同号中タをクとし、同号ヨ中「第二条第七項」を「第二条第十五項」に、「第三項第一号」を「第三項第七号」に、「同条第七項第三号」を「同条第十五項第三号」に改め、同号中ヨをオとし、カの次に次のように加える。

ヨ　前払式支払手段記録口座（資金決済に関する法律第三条第九項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。）の開設を行うことを内容とする契約の締結

タ　電子決済手段の交換等（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第十項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

レ　電子決済手段の交換等であって、当該電子決済手段の交換等に係る電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。ソ及び第三項第二号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

ソ　電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（電子決済手段の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であって、当該移転に係る電子決済手段の価額が十万円を超えるもの

ツ　資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ネ　資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為であって、当該減少の額が十万円を超えるもの

ナ　銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ラ　銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であって、当該減少の額が十万円を超えるもの

ム　信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ウ　信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であって、当該減少の額が十万円を超えるもの

ヰ　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ノ　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であって、当該減少の額が十万円を超えるもの

第七条第一項第四号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十二号」に改め、同号ホ中「第三項第七号」を「第三項第十三号」に改め、同号ヘ中「第三項第八号」を「第三項第十四号」に改め、同条第三項中第九号を第十五号とし、第一号から第八号までを六号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一　電子決済手段の交換等

二　電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三　資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為

四　銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

五　信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

第十七条の次に次の一条を加える。

（法第十条の三第一項に規定する政令で定める国又は地域）

第十七条の二　法第十条の三第一項に規定する政令で定める国又は地域は、外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。）に対し、法第十条の三の規定による通知の義務に相当する義務が当該国又は地域の法令において定められていない国又は地域として金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域とする。

第二十一条第一項中「、第三十一号及び第三十二号」を「及び第三十号の二から第三十二号まで」に改める。

第三十七条の見出し中「外国所在為替取引業者」を「外国所在為替取引業者等」に改め、同条第一項中「第九条に」を「第二十二条第二項に定める行政庁は、法第九条に」に改め、「特定事業者」の下に「及び法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者」を加え、「「外国為替取引業者等」に改め、「に係る法第九条及び第十条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者」を削り、同条第二項から第七項までの規定中「外国為替取引業者」を「外国為替取引業者等」に改める。

（無尽業法施行令の一部改正）

第二十四条　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に、「指定紛争解決機関（」を「指定紛争解決機関」と、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるもの」とあるのは「」に、「をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（同号」に、「）」と、「銀行業務」を「次項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行業務」に、「「紛争解決等業務」を「、同条第三項第一号中「紛争解決等業務」に、「紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）」と、「同号」とあるのは「第一項第二号」に改める。

第四条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二十五条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十六号中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二十六条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十六号中ヌを力とし、リをワとし、チをヲとし、トをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル　為替取引分析業を行う者

第三条第一項第三十六号中ヘをチとし、チの次に次のように加える。

リ　電子決済手段等取引業を行う者